

第 48 回 議会改革推進特別委員会

令和 7 年 4 月 10 日 (木)
13 時 30 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長

三浦委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員

【議長団・委員外議員】 笹田議長

【事務局】 下間局長、濱見書記、小寺書記

議題

1 建築物検討委員会について

(1) 方向性の確認

2 文書質問について

(1) 方向性の確認

3 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について

(1) たたき台の確認

4 その他

(1) オンラインによる行政視察について

建築物等検討方法案

1 目的

市が建築物等の取得、更新、廃止を行う際の所管委員会への報告時に、各委員が質疑のポイントや自由討議の材料とするべく、共通の検討項目を設ける。

2 実施主体

3 つの常任委員会（総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会）とする。

3 検討項目

各常任委員会においては、以下の項目を基準に意見を述べ、自由討議を行うものとする。

- ・必要性 市民に需要があるか
- ・地域性 地域バランスに配慮しているか
- ・妥当性 必ずしも市がやらなければならないか
- ・効率性 予算計画は妥当か
- ・緊急性 他事業に優先して行わなければならないか
- ・地域経済喚起 地域経済への効果が期待できるか
- ・発注方式 発注方式は建築物等に適したものか
- ・類似施設比較 類似施設と比較し、長所や短所が加味されているか
- ・住民意思反映 利便性等の住民意思の反映は十分か
- ・…

~~4 検討後の対応~~

~~各常任委員会は、上記項目において検討した結果を議長に報告し、議長は全員協議会にて全議員へ共有した後、市長に対し検討結果を通知する。~~

◆文書質問を議会基本条例で規定している市議会

NO	府県名	氏名	条例名	条文	備考
1	広島県	江田島市	江田島市議会基本条例	(議員と市長等執行機関の関係) 第7条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。 (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。 (3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。 (4) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。 (5) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。	
2	岡山県	笠岡市	笠岡市議会基本条例	(議会と市長等との関係の基本原則等) 第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。 2 議会は、会期中閉会中にかかわらず、市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において、市長等から文書により回答を求めるものとする。 3 議会は、議員が行う市長等への要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めるものとする。	
4	山口県	下関市	下関市議会基本条例	(緊張関係の保持) 第8条 議会審議における議員と下関市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）及びその職員は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 (1) 議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、代表質問の初回質問を除き一問一答の方式とする。 (2) 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等及びその職員は、議長又は委員長の許可を得て議員の質問に対して、その論点を整理するため質問することができる。 (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により適切な時期までに回答するよう求めることができるものとする。	
5	大阪府	四條畷市	四條畷市議会基本条例	(議員と市長等執行機関の関係) 第9条 議会審議において議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、次項から第4項までに掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めるものとする。 2 本会議における議員と市長等との質疑、質問、答弁は、一問一答方式を積極的に活用することにより、論点及び争点を明確にし、市民により分かりやすい効率的な議事運営を図るよう努めるものとする。 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。 4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。 5 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。	通年の会期を採用 (地方自治法第102条の2第1項)
7	大阪府	交野市	交野市議会基本条例 運用規程	(文書質問) 第7条 条例第9条第4項に規定する文書質問に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容を補完する程度とし、質問書（別記様式第1号）においてその主旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。 (2) 文書質問ができる回数は、定例会閉会后、次の定例会開会日前日までの期間中に、議員（議長を除く。）一人当たり1回とし、1回あたりの件数は、1件とする。 (3) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書（別記様式第2号）を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に連絡するものとする。 (4) 議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。 (5) 議長は、第3号の答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。 (6) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配布するものとする。 (7) 質問書及びその答弁書の内容は、交野市ホームページで公開することとする。 (8) 議長は、第1号に規定する内容が交野市の行政事務に対するものと判断しがたい場合は、議会運営委員会に諮問するものとする。 (9) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に市長等と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。	
17	北海道	根室市	根室市議会基本条例	(文書質問) 第11条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し休会中に文書質問を行うことができる。 2 議長は、前項の文書質問があったときは、原則としてこれを市長等に送付しなければならない。 3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに答えなければならない。	定例会を条例で年1回と定めている市 (地方自治法第102条第2項)

NO	府県名	氏名	条例名	条文	備考
22	三重県	四日市市	四日市市議会基本条例 運用規程	(文書質問) 第12条 条例第16条に規定する文書質問に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書(別記様式第1号)においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。 (2) 文書質問は、議会期間中はできないものとする。 (3) 四日市市情報公開条例(平成12年条例第63号)第7条第2項に規定する不開示情報は、答弁の対象としない。 (4) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書(別記様式第2号)を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に連絡するものとする。 (5) 議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。 (6) 議長は、第4号の答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。 (7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。 (8) 質問書及びその答弁書の内容は、市議会ホームページ等で公開することとする。 (9) 議会は、文書質問に当たっては、大量等の質問により執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、大量等の文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取扱いを協議するものとする。 (10) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。	定例会を条例で年1回と定めている市 (地方自治法第102条第2項)
23	三重県	鈴鹿市	鈴鹿市議会基本条例	(質問) 第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。 2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあっては委員長の許可を得て反問することができる。 3 議員は、議会の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。	定例会を条例で年1回と定めている市 (地方自治法第102条第2項)
24	三重県	鈴鹿市	鈴鹿市議会基本条例 運用規程	(文書質問) 第3条 条例第8条第3項の規定による文書質問に係る運用は、次に定めるとおりとする。 (1) 文書で質問を行おうとする議員は、文書質問通告書(第1号様式。以下「通告書」という。)により議長に通告しなければならない。 (2) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、通告書にその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。 (3) 議長は、通告書を受理したときは、議会運営委員会に諮った上で、市長等(条例第1条の市長等をいう。次号において同じ。)に対し文書質問答弁要求書(第2号様式。以下「答弁要求書」という。)により市長等に答弁を求めるものとする。 (4) 前号の答弁は、市長等において文書質問答弁書(第3号様式。以下「答弁書」という。)により行うものとする。 (5) 議長は、答弁書により答弁を受けたときは、速やかに質問を行った議員に答弁書を送付するものとする。 (6) 議長は、答弁要求書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。 (7) 答弁要求書及び答弁書の内容は、市議会ホームページ等により公開するものとする。	定例会を条例で年1回と定めている市 (地方自治法第102条第2項)
25	京都府	京都市	京都市会会議規則	(文書質問) 第93条 議員は、会期中執行機関に対し、文書で質問することができる。 2 前項の規定による質問は、簡明なる主意書をつくり、議長に提出しなければならない。 3 議長は、前項の質問主意書及びこれに対する答弁書の写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。	定例会を条例で年1回と定めている市 (地方自治法第102条第2項)
26	神奈川県	横須賀市	横須賀市議会基本条例	(議員の文書による質問) 第19条 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。	定例会を条例で年1回と定めている市 (地方自治法第102条第2項)

議題4 文書質問の制度化について

牛尾委員長

下間書記

これは私が個人的に上げたテーマである。結構事例がある。

そもそも一般質問や文書質問は地方自治法で定められているのではなく、それぞれ会議規則で定めており、浜田市議会の場合は「議員は市の一般事務について議長の許可を得て質問することができる」とだけ会議規則にうたっている。文書でやるか口頭でやるかは特に明記、規定されているわけではない。

しかし議会活動として、言論の府と言われるように、会議内で口頭でもって質問するのが原則というところがあるので、事前通告の上、本会議で口頭質問している。

文書質問をやっているところは、議会基本条例で「文書質問もできる」と規定しているところが多い。浜田市議会は通年会期になっているので、文書質問をやっているのは通年ではなく閉会中の期間があるところが多いかと思う。

とはいえ、大阪府四条畷市議会は通年会期を採用しているが文書質問を行える。会期中または閉会中にかかわらずとある。この閉会中にかかわらずというのが、少し意味がわからないのだが規定されている。

あと定例会を条例で年1回と定めている市でも文書質問されているところが多かった。

牛尾委員長

制度としてこれが必要だと思う。最近だと、斎藤病院の件で住民監査請求が出された件で、我々が受けた説明と、そうではない内容があった。それは次の議会を待つのではなく文書質問を出して回答を得たいということがあったりするのではないか。議長を経由して、ふさわしいと思った質問は必ず回答が得られるので、制度としてぜひ確立したいと思ってこの提案をした。

時間もそろそろ来たので、これを真剣に議論するとあれなので、次回に今のことも含めてできれば、制度として。やるとすれば議会基本条例の中にうたってやるのがよいのか、それとも会議規則だけでやるのがよいのか、それも含めて議論させてもらえれば。会議規則をここで勝手に決めることはできるか。

下間書記

提案は議会運営委員会になると思うので、会議規則はそれぞれの市議会で定めればよいのでできるのはできるが、標準会議規則があるので、規定するなら議会基本条例のほうがよいかと思う。

牛尾委員長

私はそう思っているが全会一致でないと提案はできないので、これも次回に。これはそこまで難しい話ではない、やるかやらないか程度だと思うので、次回の会議にまとめたい。

議題4 文書質問の制度化について

牛尾委員長

検討してほしいと私から検討してほしいということで上げたが、浜田市議会は通年会期制を採用しているし、毎回の一般質問は全員が対応しているし、常任委員会の頻度は政策提言に至る研鑽時間が増している。以上のことから今あえて取り組むべき優先度は低いと思うということで、今任期は文書質問については検討しないという結論めいたたたき台をつくった。それほど優先度が高くない、もっとほかにやるべきことがあるのだろうという見解で。

現実、今回、総務文教委員会でも一つの提言をするのに32回、33回の委員会を開いた。通年会期制で、個人一般質問も3回連続100%という、非常に忙しい中でさらに文書質問をするのがよいのかどうか。

文書質問をすれば執行部はそれに拘束される。したがって今回は見送りたいというたたき台である。

これについてももしご意見があれば。

西村委員

文書質問という言葉は聞いたことがあるが、実際に制度化した場合はどういうやり方になるのかがよくわからない。どこかの要綱などないか。どういう運びになるのか。

牛尾委員長

いろいろなやり方があるが、例えば文書質問をしたいという通告書を議長に出して、議長の許可があれば議長が受け取り、それを担当部署に回してくれるところもある。

ここで決めて議会運営委員会に上げてどうだろうかとしなければいけない。もともと文書質問は国会で、閉会中が長いから閉会中の質問でそういうことがあったというのが前例である。

全国でも通年会期をとっていないところ、定例会しかしてない議会で緊急的なことがあればそういうことができるというのをつくっている自治体が五つくらいある。議会改革の検討会で僕がこれをテーマとして上げさせてもらった。検討してほしいとあげた本人が、今は優先度が低いと思うとまとめた。

西村委員

要するに具体的にどこかでやっている事例を教えてほしいという、単純な質問なのだ。イメージが湧かないから。議長から執行部へ行くのか。それは日常業務をやりながら事が運んでいくということなのだろう。議会を開くわけではなく。

結局、個人のルートでそういう質問書が出て、執行部から回答という形で、文書で帰ってくるというイメージなのか。

牛尾委員長

そういうイメージだ。

下間書記

タブレットに資料を配信した。文書質問は実際にやったことがないので本当に具体的にはわからないが、7番の大阪府交野市の文書質問の項目が一番具体的なのかと思う。文書質問するときは当然紙ベースで質問書を出す、しかし個人で勝手に出すのではなく議長を通す。議長を通し

西村委員
下間書記

てそれが適当だということになれば議長はそれを該当の課に送り、回答が帰ってくれば全議員に配付する。個人で独り歩きするものではない。

そもそも今個人一般質問をしているが、議員の活動は議会が開かれているときでないと本来は議員活動ではないと言われている。今は通年会期ではあるが。だから一般質問も定例会議が開かれているからできる。議員としての活動ということ。

ここにもあるように、定例会議でないときに文書質問を出せる仕組みをここで作っているというイメージである。

閉会中にやっているということだ。

そう。このように閉会中にということで作ると一応正式な議員活動として認められる。本当は定例会議が開かれていないときに個人で執行部に行って質問するのは、本来は正式な議員活動としては認められていない。もし文書質問を取り入れるのであれば、窓口に聞くことも今後どうするのか、一緒に議論していかないといけない。うちの場合は通年会期なので、また少し違うかもとも思う。

牛尾委員長

ただいまコロナの関係で質問時間の制約を受けているから、文書質問として、聞きたかったことを答弁の形で受け取るには必要なのではないかと頭をよぎったもので提案をした。

現状を見ると相当タイトな議会活動を我々もしているので、きちんとした答弁書をつくるには執行部も拘束されるだろうし、そこまで急いで、優先順位が高い問題でもないのかと思って、今あえて取り組むべき課題ではないという言い方をした。

皆の中でやはり必要ではないかとなれば、それはここでまとまれば議会運営委員会に上げて、どうなるかはわからないが、そういうことも大事ではないかと思ったりする。

実際なじみがないので、議論する際に幾つか事例が目の前に浮かぶような問題であればもっと議論が絡むのだろうが、そういうことを今までやったことないので。ただ機能とすれば、あればあったでよいのかと思ったりするので今回のテーマに上げた。

西村委員

今日はたまたま全員協議会があつて、ワクチンの件でかなり質疑があつた。私は個人的にはもっと前倒しで、機会があれば聞きたかったことだった。そういう意味では今の文書質問は、もし制度としてつくれば機能する場合もあると、委員長の説明も聞いて思った。

今日そういう事例を経験したという思いもあつた。滅多なことではこれを利用して質問することは、一般論としてあまりないのかとは思ったのだが、そういう事例を体感したこともあつて、まるで意味がないこと、遠い先のことでもないと個人的には思った。

古森局長

今のは文書質問でやるやり方と、早くやろうと思えば議会側から執行部に全員協議会開催を依頼してお題目を上げてもらうのが早いかもしれない。

西村委員
牛尾委員長

それはそうだ。

もともと、国会の中で休会も長いので、会派に属さない議員の質問権も含めて。少数議員の質問権も担保する意味で国会にはこういうものがある。現状を見て検討したらどうかと思って私が上げた。それ以上でも以下でもない。この件はこの程度でよい。またいつかの機会にやりたい。

議員提案条例や議会からの提言内容の 検証手法構築について

令和4年2月

大津市議会

第1 検証手法の構築の目的

議員提案により制定した条例（以下「議員提案条例」といいます。）について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及びその内容を社会情勢の変化等に即したものとすることを目的とします。また、議会が実施した提言についても、事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めることを目的とします。

第2 議員提案条例の検証手法について

1 検証を実施する主体

検証を実施する主体は、検証対象となる条例を所管する各委員会とします。

なお、対象となる議員提案条例を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときは、その特別委員会を検証の主体とします（例えば、災害対策特別委員会のような委員会が設置されている場合に、災害等対策基本条例の検証を行うことになったときは、総務常任委員会ではなく、当該特別委員会が行うこととします。）。

また、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは、連合審査会として議論するものとします。

そして、各常任委員会において行う検証は、基本的に所管事務調査として実施します。

2 検証の対象

(1) これまでに制定した議員提案条例について

ア 大津市議会におけるこれまでの議員提案条例の制定実績

分類	条例名	施行	(参考)所管委員会
執行部による執行が前提となる条例	(1) 大津市子どものいじめの防止に関する条例	平成 25 年 4 月	総務・教厚
	(2) 大津市災害等対策基本条例	平成 27 年 4 月	総務
	(3) 大津市がん対策推進条例	平成 28 年 4 月	教厚
議会の内部的事項を定めた条例	(4) 大津市議会政務活動費交付条例	平成 13 年 4 月	議運
	(5) 大津市議会議員政治倫理条例	平成 23 年 12 月	議運
	(6) 大津市議会会議条例	平成 26 年 2 月	議運
	(7) 大津市議会傍聴条例	平成 26 年 2 月	議運
	(8) 大津市議会委員会条例	平成 26 年 2 月	議運

	(9) 大津市議会委員会等傍聴条例	平成 26 年 2 月	議運
	(10) 大津市議会基本条例	平成 27 年 4 月	議運
	(11) 大津市議会意思決定条例	平成 29 年 4 月	議運

イ これまでに制定した議員提案条例のうち、検証の対象とするもの

これまでに制定した議員提案条例のうち、「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

他方、「議会の内部的事項を定めた条例」については、基本的に議会内部の手続等を定めたものが多く、必要に応じて議会運営委員会で見直しを行い、随時改正を行っているため、原則として検証の対象外としますが、例外として、「政治倫理条例」と「議会基本条例」の2本については、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の規定について定期的に検証する機会を設けることが望ましいため、特に検証の対象とすることとします。

(参考)

前項及びこの項を踏まえると、第1回目の検証の対象となる条例及び検証主体は、次のとおりとなります。

【議員提案条例の第1回目の検証】

検証の対象となる条例	検証主体
大津市子どものいじめの防止に関する条例	総務・教育厚生常任委員会連合審査会
大津市災害等対策基本条例	総務常任委員会
大津市がん対策推進条例	教育厚生常任委員会
大津市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
大津市議会基本条例	議会運営委員会

(2) 今後新たに制定する議員提案条例について

今後新たに制定する「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

加えて、今後新たに制定する「議会の内部的事項を定める条例」については、原則として検証の対象外としますが、例外的に議会運営委員会における承認を経たものについては、検証の対象とします。

3 検証の開始時期

(1) 第1回目の検証の開始時期

第1回目の検証は、令和4年度の6月通常会議から実施するものとします。

ただし、議会基本条例の検証については、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価とも密接に関連性を有すること、議会活動の評価は議会運営委員会が中心となっていて行われること等から、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価と合わせて検証を実施することとします。

なお、議会活動の評価の開始時期に合わせる関係から、議会基本条例については、令和4年度から検証を開始するものの、6月通常会議と前後して開始する場合があります。

(2) 第2回目以降の検証の開始時期

第2回目以降の検証は、4年に一度、議員任期の3年目の6月通常会議から、各委員会において、検証対象とした議員提案条例を対象として実施するものとします。

第1回目の検証と異なり、第2回目以降の検証については議員任期の3年目から開始することとするのは、検証の結果、条例改正等の対応が必要となった場合に当該議員任期中に対応を完結することを可能とするためです。

ただし、議会基本条例については、第1回目の検証と同様に、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価と合わせて実施することとします。

なお、検証実施日から1年以内に施行された議員提案条例については、議会運営委員会における承認を経て、直近の検証時には検証を実施しないことができるものとします。

4 検証の流れ

(1) 条例に係る各種事業の実施状況等についての執行部からの報告

検証の開始に際し、執行部における条例に係る各種事業の実施状況等の確認のため、執行部から条例の条文ごとに関連する取組とその成果、課題等を記載した資料（執行部における取組状況等報告書（様式第1号））の提出を受けるとともに、必要に応じて各委員会において執行部から説明を受けることとします。

(2) 議会における検証

執行部から提出を受けた報告書等を基に、個々の委員（議員）が、それぞれの意見を所定の「議員意見提出票」（様式第2号）に記載して委員長に提出し、委員会においてそれらを集約して検証結果報告書としてまとめることとします。

(3) 執行部に対する検証結果報告書の送付

委員会において検証結果報告書がまとまった後、議会運営委員会における承認を経て、大津市議会として、議長から市長に対して検証結果報告書を送付することとします。

(4) 執行部からの書面による回答の受領

検証結果報告書を執行部に交付した後、執行部に対して、書面による回答を求めることとします。

5 その他

(1) 検証を実施した議員提案条例の一部改正等に係る議案の作成、提出等の主体

検証を実施した議員提案条例について、議会側で一部改正等を行う必要が生じたときは、当該検証を実施した委員会が主体となって議案の作成や提出等を行うこととします。

(2) 検証制度の運用開始後における、検証制度に関する議論の主体

次年度以降、実際に検証を実施した結果、検証制度に修正等の必要が生じることと考えられますが、検証を実施する中で得られた気づきを適宜制度にフィードバックしていくことが重要です。

また、この検証制度の構築時に定めていない課題が生じるなど、今回の検証制度の構築に当たって議論を行っていない事項について改めて協議する必要が生じることと考えられます。

そこで、当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することとします。

（図１）議員提案条例の検証のタイムスケジュール（イメージ）

時期	議会	執行部
6月通常会議	（検証開始）	
		執行部における取組状況等報告書（様式第1号）の作成、提出
		委員会において執行状況等の説明
	議員による議員意見提出票（様式第2号）の記入、提出	
	↓	
休会中 （7月～8月）	委員会における意見の集約	
	↓	
	検証結果報告書の作成	
	↓	
9月通常会議	委員会における検証結果報告書の承認	
	↓	
	議会運営委員会における承認	
	↓	
	本会議における委員長報告	
	↓	
	議長から市長へ検証結果報告書の送付	
翌年2月末までに （執行部と調整）		書面による回答書の作成、提出

第3 議会が実施した提言の検証手法について

1 大津市議会が直近5年間に実施した提言の実績

提言の概要	実施時期	(参考) 所管委員会
(1) 議会における行政評価(次年度予算編成に向けた提言)【議長から市長へ】(※試行実施)	平成29年11月	総務・教厚・生産・施設
(2) 議会における行政評価(次年度予算編成に向けた提言)【議長から市長へ】	平成30年10月	総務・教厚・生産・施設
(3) 政策形成過程における住民参加の在り方(討論型世論調査)導入に向けた提言【議長から市長へ】	平成30年10月	生産
(4) 若者の投票率向上に向けた提言【政策検討会議での検討を踏まえ、議長から執行機関(教育委員会、選挙管理委員会)へ】	平成31年3月	総務・教厚
(5) 地域包括ケアシステムの構築に向けた提言【教育厚生常任委員会での調査・研究の成果として委員長から市長へ】	令和2年3月	教厚
(6) 新型コロナウイルス感染症の再発防止と「新たな日常」の確立に向けた提言【議長から市長へ】	令和2年6月	総務・教厚・生産・施設

2 提言の検証手法について

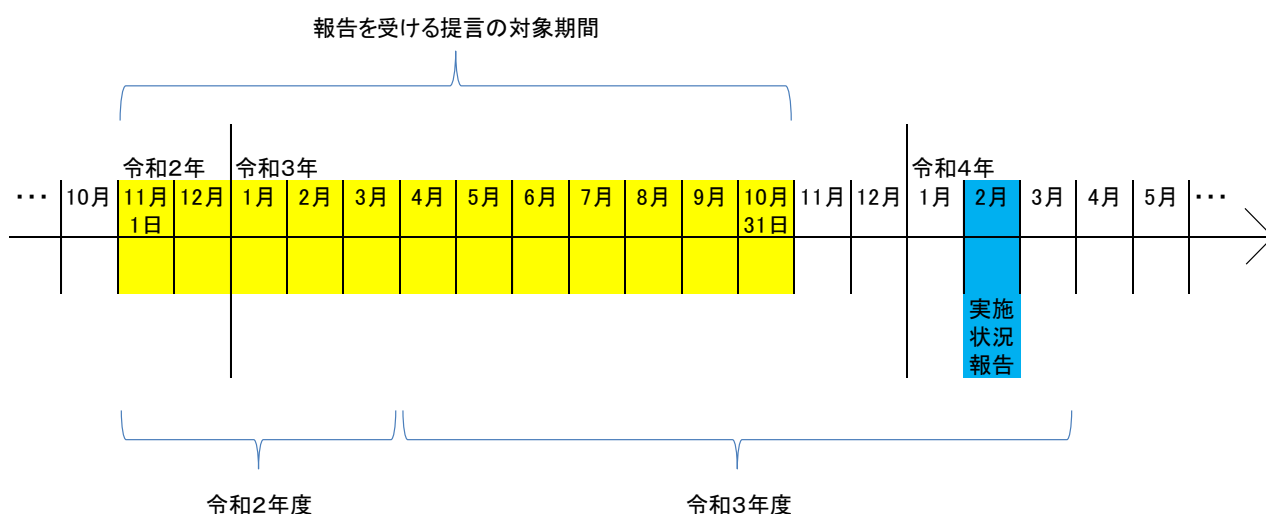
(1) 提言内容の実施状況等に関する執行部からの報告

議会が実施した提言については、請願に係る執行部からの報告に準じて、毎年度、2月通常会議の開会日(＝再開日)までに、その前年度の11月1日から当年度の10月31日までの間に実施した提言について、任意の様式により、執行部から提言内容に関する実施状況等の報告を受けることとします(図2を参照)。

ただし、報告予定日から近接した時期に提言が実施されたことその他の特段の事情があるときは、議会運営委員会における承認を経て、執行部による報告の時期を変更することができるものとします。

なお、過去に既に実施した提言については、執行部は提言後に議会から実施状況等の検証を受けることを認識しておらず、その予測可能性を欠くこと等に鑑み、いずれも報告の対象外とします。

(図2) 実施状況等の報告を受ける提言の範囲(期間)のイメージ



(2) 議会側の対応

議会が執行部から提言に係る実施状況の報告を受けたときは、請願に係る執行部からの報告に準じて、全議員に当該報告を通知します。

そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

なお、対象となる提言を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときはその特別委員会を検証の主体とすることや、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは連合審査会として議論すること、各常任委員会において検証を行うときは基本的に所管事務調査として実施すること等についても、議員提案条例の検証に準じます。

(3) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の提言書における明示

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後提言を実施する際には、提言書の中に、将来、提言内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を明示することとします。

(記載例)

「なお、本件提言については、原則として 年2月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめ御承知おきください。」

(4) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することについても、議員提案条例の検証に準じます。

様式集

様式第 1 号

執行部における取組状況等報告書

担当所属名 _____ 部 _____ 課 _____

所管する条例 _____ 条例（ _____ 年条例第 _____ 号）

条例の条文	執行部における取組、成果、課題等
（ ） 第1条	
（ ） 第2条	
（ ） 第3条	
（ ） 第4条	

議員意見提出票

提出者（議員名）

提出期限： 年 月 日（ ）
提出先：

検証対象条例	大津市 条例（ 年条例第 号）	
評価（総括）	☐ 運用の改善を求めるとともに、条例の見直しを検討すべきである。 ☐ 運用の改善を求めるが、条例の見直しの必要はない。 ☐ 運用の改善の必要はないが、条例の見直しを検討すべきである。 ☐ 運用の改善及び条例の見直しの必要はない。 ☐ 引き続き運用の状況等を見守り、経過を見定めることとする。	
当該条例の該当条文	条例に係る取組等に対する執行部への質問、現状の課題、改善策等について	
第 条第 項第 号		
第 条第 項第 号		

当該条例の該当条文	条例に係る取組等に対する執行部への質問、現状の課題、改善策等について
第 条第 項第 号	
第 条第 項第 号	
第 条第 項第 号	
第 条第 項第 号	
第 条第 項第 号	

条例の運用状況等の検証を行う際の視点（参考）

①必要性	・ 条例を制定した目的は、制定後の時間の経過にかかわらず、現在でも必要性を有しているか。 ・ 条例の個々の規定は、現在でもそれぞれ条例の目的を達成するために必要不可欠であるか。 ・ 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要があるか。
②適法性	・ 根拠法令がある場合、その法令に抵触していないか。 ・ 憲法その他の法令に抵触しているとの評価を受けるおそれはないか。 ・ 近年の判例の動向に適合しているか。 ・ 規制型の条例の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていないか。
③有効性	・ 条例に基づき市が実施している事業は、当該条例の目的の達成のために有効に寄与しているか。 ・ 条例に規定している手段は、関係する法令・条例と重複していないか。 ・ 条例の規定の効果を疑問視する意見を受けたことはないか。 ・ 条例の規定を廃止、改正等した場合に、明らかな支障が認められないか。
④効率性	・ 条例の規定に基づき市が実施している事業等のために、どの程度のコストを要しているか。 (※コスト＝補助金等の事業に係る事業費及び事務費、法令や条例を執行するための担当職員の人件費等) ・ 条例の規定に基づいて市が実施している事業等の費用対効果は適切であるか (より少ないコストで同じ目的を達成できる他の手段はないか。)
⑤公平性	・ 条例の執行に当たって、その効果及びコストは市民に公平に分配されているか（一部の市民だけが条例の執行による効果を享受していないか。一部の市民だけが条例の執行に伴うコストを負担していないか。）。 ・ 合理的な理由なく不平等な取扱いが行われていないか。
⑥その他	・ 条例の内容は、現在の社会情勢等に合致しているか。 ・ 条例の内容は、市の計画等とも整合しているか。 ・ 条例において、市民（団体）、NPOその他の市以外の主体との連携や協働に配慮しているか。 ・ 市民等から条例の一部改正や廃止などを求める意見を受けたことはないか。 ・ 条例の中に、社会情勢の変化等に伴って適切でなくなった表現はないか。

※ここに列挙した全ての視点が全ての条例に当てはまるものではないため、必要に応じて適宜取捨選択の上、参照してください。